

船橋市要保護児童及び DV 対策地域協議会の概要及び取り組み状況

1. 船橋市要保護児童及び DV 対策地域協議会について

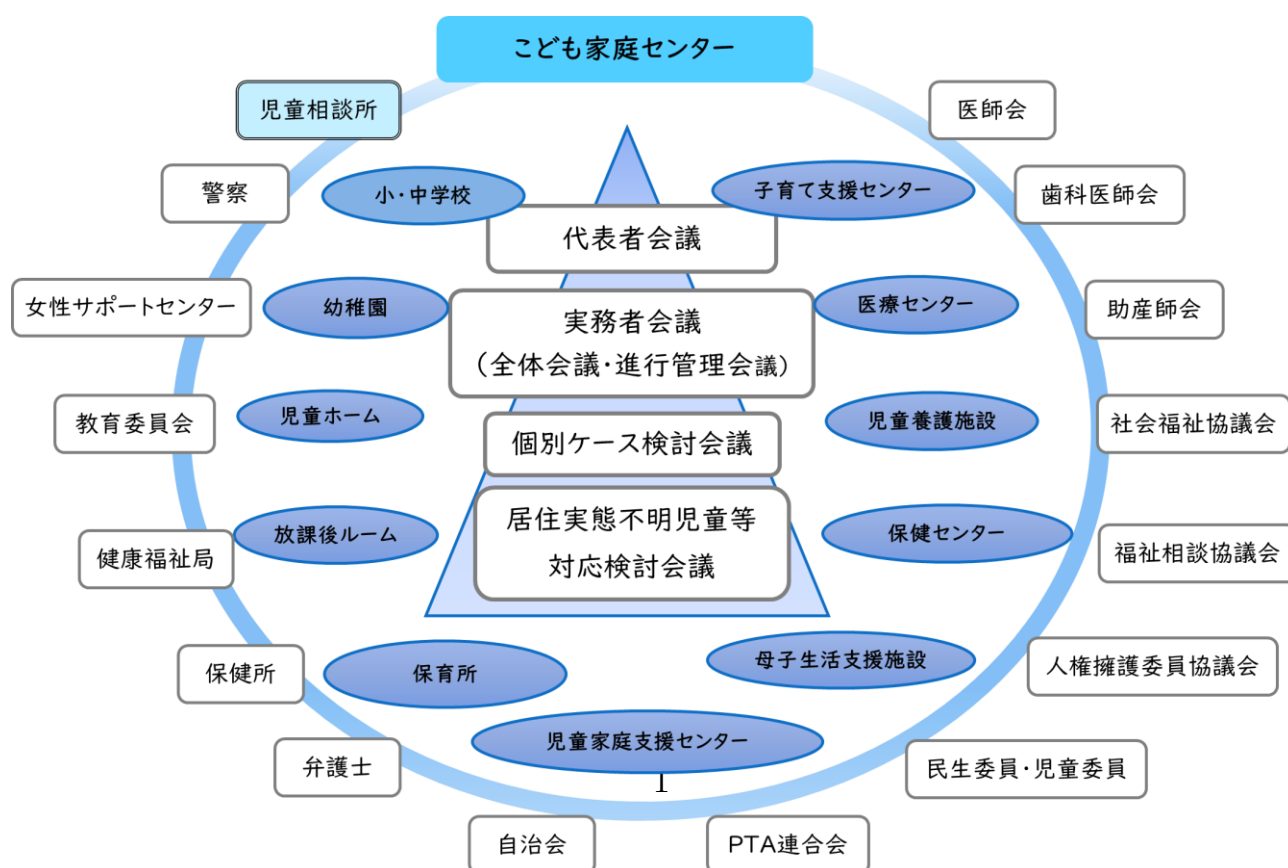
児童福祉法第25条の2第1項により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童等への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者その他の関係者により構成される「要保護児童対策地域協議会」を置くように努めなければならないとされている。

船橋市では、こどもの虐待と関連の深い「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」第9条及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」第15条の規定に基づき、被害者の適切な保護及び困難な問題を抱える女性への支援が適切かつ円滑に行われるよう、平成19年4月に「船橋市要保護児童及び DV 対策地域協議会」を設置した。

本協議会には「代表者会議」、「実務者会議」、「個別ケース検討会議」、「居住実態不明児童等対応検討会議」を置く。こども家庭センターは各協議会の調整機関として、行政だけではなく地域の様々な関係機関、関係者との相互連携と協力体制を図っている。

協議会内では、要保護児童等の支援に必要な個人情報の交換・共有等が、「児童福祉法」の規定に基づき認められており、支援のネットワーク内で迅速に連携を図ることができるようになっている。ただし、協議会で知り得た個人情報を漏らしてはならないと定められている。

2. 船橋市要保護児童及び DV 対策地域協議会の構成



3. 船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の取り組み状況

① 代表者会議

代表者会議は、実務者会議を円滑に運営するための環境整備を目的として、次の3つに掲げる事項について協議を行う。

- ① 支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討に関すること。
- ② 実務者会議からの活動状況の報告と評価に関すること。
- ③ その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

《令和7年度》7月に開催し、各委員からの活動報告や意見交換等が行われたほか、船橋市からは船橋市児童相談所の設置について報告させていただいた。

② 実務者会議

令和7年度より、これまで月1回開催していた実務者会議を、支援対象児童等全体の進行管理、関係機関連携の強化を目的として年4回開催する「全体会議」と各ケースの個別具体的な進行管理を目的として月1回開催する「進行管理会議」に区分し、会議体の機能強化を図った。

②—1 全体会議

全体会議は、次の5つに掲げる事項について協議等を行う。

- ① 支援対象児童等に関する定期的な状況把握に関すること。
- ② 各種支援に関する情報の交換に関すること。
- ③ 個別ケース検討会議における課題対応等の検討に関すること。
- ④ 代表者会議への活動状況の報告に関すること。
- ⑤ 支援対象児童等の支援を推進するための事例検討及び研修

《令和7年度》 令和7年度より、3か月に1回（6月、9月、12月、3月）全体会議を開催し、各回で協議会に登録されているケース全件を報告した。

	第1回（6月）	第2回（9月）	第3回（12月）	第4回（3月）
報告件数（件）	1,760	1,942	2,070	1,735

ケース全件報告の内、特に全体会議構成員に対して、周知・共有、協議が必要だと思われるケースについては、口頭報告を行い、機関連携が必要なケースについて積極的に情報連携を図ることができた。

全体会議は3か月に1回の開催頻度としているが、支援対象児童等を早期に共有し、関係機関連携

を行うことで適切な支援に繋げることを目的として、毎月、全体会議構成員に対し協議会に新規で登録されたケースと終結したケースのリストを送付している。

また、外部講師を招き研修会を開催した。

【研修講師】

講師名：川崎 二三彦 氏

所属・役職等：社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター センター顧問

船橋市児童死亡事例対応検証委員会 委員

「死亡事例から考える機関連携」を取り上げ、機関連携が機能した事例と機能しなかった事例の講義を行っていただいた。

全体会議構成員を選出している機関の職員 3 4 名が出席し、出席者からは、「機関連携の大切さを改めて認識できた。」「連携の在り方を各機関が考える良い機会となった。」等、講義内容に対する肯定的な意見が多数挙がった。

②—2 進行管理会議

進行管理会議は、協議会が把握するすべての支援対象児童等についての定期的な状況把握、主担当機関の確認及び支援方針の見直し等を行う。

《令和 7 年度》 令和 7 年度より、口頭報告を増やし詳細な情報共有を行うことで、よりきめ細やかで丁寧な進行管理を行うことを目的に、毎月 1 回、家庭児童相談室と市川児童相談所船橋支所の実務担当者間で開催をした。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
口頭報告件数（件）	53	63	66	62	62	73	73	58	64	67	63	61

【進行管理会議の口頭報告をする基準】

- ・送致、移管を受けたケース
- ・一時保護中、一時保護解除後一定期間経過するまでのケース
- ・主担当機関が変更されたケース
- ・送致、援助依頼が想定されるケース
- ・児童相談所から市への送致やケースに関わってもらいたいケース

口頭報告では主担当機関同士で行う強みを生かした口頭報告基準を設けた。

その基準に基づき、ケースの受け渡しが想定されるケースについて早期に情報共有を行うことで、実際にケースが受け渡される際にスムーズな担当ケースの受け渡しがされている。

また、主担当が変更されたケースや一時保護が解除されたケースについてもその後の状況について報告を行うことで、支援経過を双方が確認でき、支援の停滞を防いでいる。

③ 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等について、具体的な支援内容等を検討するため、支援する関係機関等からの要請を受けて調整機関が構成員を招集し、適時開催するもので、次の4つに掲げる事項について協議を行う。

- ① 個別の支援対象児童等の状況把握及び問題点や緊急度等の確認に関すること。
- ② 個別の支援対象児童等の支援経過の報告及びその評価に関すること。
- ③ 個別の支援対象児童等の支援方針や役割分担（主担当機関や支援機関等）の決定及びその認識の共有に関すること。
- ④ 個別の支援対象児童等の支援スケジュール（支援計画）の検討に関すること。

《令和7年度》 会議開催数：122回。

状況把握及び問題点や緊急度の確認、具体的な支援の内容等の検討の他、役割分担の決定や認識の共有、支援計画の検討などを行い、会議終了後は情報の齟齬を防止するために支援する関係機関等へ会議録を共有した。

④ 居住実態不明児童等対応検討会議

居住実態不明児童等対応検討会議は、居住実態が把握できない児童の安全を速やかに確認することができるよう調整機関が構成員（子育て給付課、保育入園課、地域保健課、学務課、指導課、保健体育課）を招集し開催する会議で、年1回は対面形式で開催し、その後は各所属で可能な限り初期調査を実施したうえで対象児童を集約している。居住実態が把握できない児童の4割を超える児童が国外に出国しているという統計から、東京入国管理局へ出入国の記録照会や要保護児童及びDV対策地域協議会の枠組みを活用した調査などを実施のうえで居住実態がつかめない児童についてのみ会議を開催し会議の効率化を図っている。会議を開催する際には、次の3つに掲げる事項について協議を行う。

- ① 居住実態が把握できない児童の状況把握、問題点等の確認に関すること。
- ② 居住実態が把握できない児童の今後の調査等に関すること。
- ③ 居住実態が把握できない児童の安全確認にかかる関係機関の役割分担に関すること。

《令和7年度》 令和7年度の対面開催は1回開催した。対象児童は毎月集約し、計14名（健康診断未受診者9名、訪問時不在2名、新入学及び就学状況確認時把握できない者3名）の児童について調査を実施し、10名は出国、4名は居住実態の確認ができたため年度内に終了している。

船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱

第1章 総則

(設置)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会を設置するとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第9条及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第五十二号。以下「女性支援法」という。）第15条の規定に基づき、被害者の適切な保護及び困難な問題を抱える女性への支援が適切かつ円滑に行われるよう、関係機関の相互連携と協力を図るため、船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 協議会の支援対象者（以下「支援対象児童等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第6条の3第8項に規定する要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）及びその保護者
- (2) 法第6条の3第5項に規定する要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（前号の要保護児童に該当するものを除く。））及びその保護者
- (3) 法第6条の3第5項に規定する特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）
- (4) DV防止法第1条第2項に規定する被害者（配偶者からの暴力を受けた者）及び女性支援法第2条に規定する者

(組織)

第3条 協議会に、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、居住実態不明児童等対応検討会議を置く。

- 2 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、こども家庭部こども家庭センターとする。

(構成する関係機関等)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる国又は地方公共団体の機関、法人及びその他児童の福祉に関連する職務に従事する者をもって構成する。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、健康福祉局長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、こども家庭部長がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、こども家庭部こども家庭センターにおいて行う。

第2章 代表者会議

(委員)

第7条 代表者会議の委員は、会長及び別表第2に掲げる関係機関等から選出された者のほか、こども家庭部長、地域子育て部長及び学校教育部長の職にある者をもって構成する。

2 代表者会議の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員の代理)

第8条 代表者会議の委員が、やむを得ない事情により、代表者会議に出席できないときは、当該委員を選出した関係機関等に属する者のうちから、当該委員が指名した者を代理出席させることができる。

2 前項の規定により代理出席した者は、出席した代表者会議に限り委員とみなす。

(幹事)

第9条 代表者会議の委員を補佐するため、会長が必要と認める者を幹事として置くことができる。

(代表者会議の開催)

第10条 代表者会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 代表者会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 代表者会議は、会長が必要と認めるときは、第4条に規定する関係機関等又はその他の機関等から、委員以外の者の出席を求めることができる。

(代表者会議の協議事項)

第11条 代表者会議は、実務者会議を円滑に運営するための環境整備を目的として、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討に関すること。
- (2) 実務者会議からの活動状況の報告と評価に関すること。
- (3) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

第3章 実務者会議

(実務者会議)

第12条 実務者会議に全体会議と進行管理会議を置く。

2 実務者会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 全体会議 別表第3に掲げる関係機関等から選出された実務担当者及びこども家庭部こども家庭センター所長の職にある者
- (2) 進行管理会議 こども家庭部児童相談所及びこども家庭部こども家庭センターの実務担当者

(全体会議構成員の代理)

第13条 全体会議の構成員が、やむを得ない事情により、全体会議に出席できないときは、当該構成員を選出した関係機関に属する者を、代理出席させることができる。

2 前項の規定により代理出席した者は、出席した全体会議に限り構成員とみなす。

（全体会議の開催）

第 1 4 条 全体会議に座長を置き、こども家庭部こども家庭センター所長の職にある者をもって充てる。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

3 全体会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

4 全体会議は、座長が必要と認めるときは、第 4 条に規定する関係機関等又はその他の機関等から、構成員以外の者の出席を求めることができる。

（全体会議の協議事項等）

第 1 5 条 全体会議は、次に掲げる事項について協議等を行う。

(1) 支援対象児童等に関する定期的な状況把握に関すること。

(2) 各種支援に関する情報の交換に関すること。

(3) 個別ケース検討会議における課題対応等の検討に関すること。

(4) 代表者会議への活動状況の報告に関すること。

(5) 支援対象児童等の支援を推進するための事例検討及び研修

（進行管理会議の協議事項等）

第 1 6 条 進行管理会議は、協議会が把握する支援対象児童等についての定期的な状況把握、主担当機関の確認及び支援方針の見直し等を行う。

第 4 章 個別ケース検討会議

（個別ケース検討会議の構成員）

第 1 7 条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等と直接関わりを有している関係機関等のほか、今後関わりを有する可能性がある関係機関等の実務担当者をもって構成する。

（個別ケース検討会議の開催）

第 1 8 条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等について、具体的な支援内容等を検討するため、支援する関係機関等からの要請を受けて、調整機関が構成員を招集し、適時開催した上で、議事録の作成等を行うものとする。

2 関係機関等は、前項の規定に基づき、調整機関から会議参加の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

（個別ケース検討会議の協議事項）

第 1 9 条 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) 個別の支援対象児童等の状況把握及び問題点や緊急度等の確認に関すること。

(2) 個別の支援対象児童等の支援経過の報告及びその評価に関すること。

(3) 個別の支援対象児童等の支援方針や役割分担（主担当機関や支援機関等）の決定及びその認識の共有に関すること。

(4) 個別の支援対象児童等の支援スケジュール（支援計画）の検討に関すること。

第5章 居住実態不明児童等対応検討会議

(居住実態不明児童等対応検討会議の構成員)

第20条 居住実態不明児童等対応検討会議は、居住実態が把握できない児童がいることを確認した関係機関等のほか、今後当該児童の居住実態の調査等を行う関係機関等及びこども家庭部こども家庭センターの実務担当者をもって構成する。

(居住実態不明児童等対応検討会議の開催)

第21条 居住実態不明児童等対応検討会議は、関係機関等における情報共有と連携した対応によって、居住実態が把握できない児童の安全を、速やかに確認することができるよう調整機関において構成員を招集し開催するものとする。

(居住実態不明児童等対応検討会議の協議事項)

第22条 居住実態不明児童等対応検討会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 居住実態が把握できない児童の状況把握、問題点等の確認に関すること。
- (2) 居住実態が把握できない児童の今後の調査等に関すること。
- (3) 居住実態が把握できない児童の安全確認にかかる関係機関の役割分担に関すること。

第6章 雑則

(関係機関等への協力要請)

第23条 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第24条 協議会の委員、幹事又は構成員（以下「委員等」という。）及び過去に委員等であった者は、協議会の職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

2 第10条第3項及び第14条第4項の規定による求めに応じ会議に出席した者、又は第18条の規定により調整機関の招集に応じて個別ケース検討会議に出席する者に対して、調整機関は、協議過程において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

(災害補償)

第25条 代表者会議の委員及び実務者会議の構成員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定に準じて補償するものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 船橋市児童虐待及びDV防止連絡会議に関する要綱(平成13年7月27日施行)は廃

止する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 7 月 13 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 改正後の船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱第7条第2項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる船橋福祉相談協議会の委員の任期については、平成25年3月31日までの間、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 2 月 28 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 改正後の船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱第7条第2項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる船橋市地域子育て部療育支援課こども発達相談センターの委員の任期については、平成25年3月31日までの間、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

協議会を構成する関係機関等

国又は地方 公共団体の 機関	国	千葉地方法務局船橋支局
	千葉県	児童家庭課（児童相談所、女性サポートセンター）、多様性 社会推進課（男女共同参画センター）、教育委員会（高等学 校、特別支援学校）、警察本部（警察署）
	船橋市	健康福祉局（こども家庭部、地域子育て部、福祉サービ ス部、保健所、高齢者福祉部、健康部）、教育委員会（管理部、 学校教育部、生涯学習部）、市民生活部
法人	船橋市医師会、船橋歯科医師会、船橋市社会福祉協議会	
その他の者	民生委員・児童委員、主任児童委員、助産師、小中学校職員、保育所職 員、幼稚園職員、認定こども園職員、児童発達支援センター職員、障害 児相談支援事業所職員、障害児入所施設職員、児童養護施設職員、児童 家庭支援センター職員、母子生活支援施設職員、里親、フォスタリング 機関（里親養育包括支援機関）職員、児童自立生活援助事業者、小規模 住宅型児童養育事業者、自治会役員、PTA役員、人権擁護委員、弁護 士、その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事 する者	
その他市長が指定する者		

別表第 2（第 7 条関係）

代表者会議の委員を選出する関係機関等

千葉県	女性サポートセンター、船橋警察署、船橋東警察署
上記以外の 関係機関等	船橋市医師会、船橋歯科医師会、千葉県助産師会船橋地区部会、船橋市自治会連合協議会、船橋市民生児童委員協議会、船橋市社会福祉協議会、船橋福祉相談協議会、児童養護施設おんちよう園、母子生活支援施設青い鳥ホーム、船橋青い空こどもクリニック児童家庭支援センター「ルーチェ」、船橋市里親会「ふなさと」、船橋市保育協議会、船橋市私立幼稚園連合会、船橋市 P T A 連合会、船橋人権擁護委員協議会

別表第 3（第 1 2 条関係）

全体会議の構成員を選出する関係機関等

千葉県	警察本部、船橋警察署、船橋東警察署
船橋市	こども家庭部（児童相談所、こども家庭センター）、地域子育て部（保育入園課、保育運営課、療育支援課）、福祉サービス部（生活支援課）、健康部（地域保健課）、保健所（保健総務課）、医療センター、学校教育部（指導課）、生涯学習部（放課後児童支援課）